

## 自然エネルギー政策検証委員会 議事録

- 日時：2007 年 12 月 5 日（水）10:00～12:00
- 場所：衆議院第 2 議員会館第 4 会議室（東京都千代田区永田町）
- 参加者：末尾「参加者リスト」参照
- 議事次第
  1. 開会、本委員会の目的・狙いなどの説明（GEN）
  2. 報告：京都議定書目標達成計画～自然エネルギー追加対策の提案（GEN・飯田哲也）
  3. 報告：京都議定書目標達成計画見直しの問題点（気候ネットワーク・畑直之）
  4. 質疑応答・議論
    - ・国会議員・政府・自然エネルギー事業者・電力会社などからの意見・コメント
    - ・全体的な質疑応答・議論
  5. 今後の予定等、閉会（GEN）
- 当日配布資料一覧（ホームページ別枠に掲載）
  - 趣旨・進行案（GEN）
  - 参加予定者一覧（GEN）
  - 京都議定書目標達成計画～自然エネルギー追加対策の提案（GEN・飯田哲也）
  - 京都議定書目標達成計画の評価・見直しと自主行動計画フォローアップの問題点（気候ネットワーク・畑直之）
- 議事録

（注1：以下、すべて敬称略です。）

（注2：肩書き等はすべて当日時点のものです。）

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）（司会）

- ・ まず、先に RPS の新しい目標値が定められて、それが今どのように市場に影響しているのかという話がある。また、まさに今週からインドネシアのバリ島で COP13 が始まり、京都議定書の第 1 約束期間の次の枠組みの議論が始まった。日本国内では、京都議定書目標達成計画（以下、「目達計画」）見直しが行われているが、停滞する自然エネルギーを含め、国内の地球温暖化対策は新しい政策が導入される気運がないままである。自然エネルギーは「高い」「不安定」といった議論がなされているのが日本の現状だ。
- ・ そのような流れの中で、RPS の進捗状況を検証するとともに、自然エネルギーの追加対策としてどういったことが考えられるのか、さらには京都議定書の目達計画そのものの問題点についてなど、国会議員の方々、自然エネルギー事業者の方々との情報・意見の交換を行っていききたい。
- ・ 最初に「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）代表の飯田哲也から、追加対策の提案

をさせて頂きたい。これは先日行われた環境省と経産省が京都議定書目標達成計画見直しの審議会合同部会でも提案したものである。その時に、新エネ部会会長であった柏木さんは、まだ新エネは高く不安定であるということ、さまざまな議論を経て日本は RPS 法を導入したのだからこれで十分であり、原子力と一緒に進めていくのが基本であるということをおっしゃっていた。さらに電事連の方がオブザーバーとして参加し、やはり自然エネルギーは不安定だということをことさら強調なされていた。経産省の方からも、まだまだ高い不安定だと指摘されていた。このような議論を聞くと、日本は 15 年前とまったく状況が変わってないと思う。

- ・ 今日報道されているように、昨日のパリ会議でも「化石賞（温暖化の国際交渉に後ろ向きな態度の国に贈られる賞）」の 1 位から 3 位を日本が独占している。ようやく日本が温暖化対策に非常に後ろ向きであるということが、国際的にも認知されてきた状況かと思う。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 先日 21 日の京都議定書目標達成計画見直しの合同部会の延長戦で、自然エネルギーと排出枠取引（キャップ＆トレード）などを議論した。この間、合同部会では、自然エネルギーが RPS 以外ほとんど議論されていない、RPS も議論されていない。京都議定書の目標達成が危ういこととは無関係に、この春 RPS 法の目標値の「2014 年までに 1.63%・160 億 kWh」が先に決まること自体が異常事態だといえる。ただ、延長戦で自然エネルギーが議論に乗っただけでも半歩前進か。とはいっても、先々週議論して、来週にはとりまとめで、それをもとに来年の春に政府として決めるという形であり、そんな短期間に新しい制度ができる訳がない。本質的には、政府はこれで動けない。表向きにはこの議論がアリバイになってしまうが、実質的にはいろいろと進んでいるところもあるので織り交ぜて話す。
- ・ （資料「京都議定書目標達成計画～自然エネルギー追加対策の提案」・スライド番号 2）まず、もとのところで、「新エネルギー・1910 万 kl」という目標が、10 年前の閣議決定からそのまま横滑りしている。10 年前の目標を変えないというのも、まさに「化石賞」だ。これが明らかに下位ケース側で推移している。大きな原因としては、電力会社が系統への影響を理由に風力発電にキャップをかけていることがある。排出量にキャップをかけず、風力にキャップをかけている。それに、太陽光が累積導入量でドイツに抜かれただけでなく、ついに単年度の設置量が減り始めている。この 2 つが大きく影響し、バイオマスも発電の部分では廃材をかき集めるような形で難しく、ゴミ発電以外はなかなか進まない。電気以外の熱の部分、つまり太陽熱などもまったく「絵に描いた餅」の目標値になっている。目標達成計画見直しにおいて新エネは、5 月に 1600 万 kl、8 月に需給部会の数字はさらに下回って 1500 万 kl と、見直すたびに下方修正になっている。対策不足量の 3 分の 1 ぐらいは新エネの停滞によるものであることが中間報告の数字から読み取れる。
- ・ このまま行くと、太陽光発電は 2010 年に 480 万 kW という目標の半分ぐらいの数字しか見通せない状況であり、電力会社の余剰電力購入メニューが今すぐ終われば、それすらも到達できない。風力発電については 300 万 kW という数値が長く業界の中で合意されてきたが、せいぜいその 3 分の 2 という状況だ。これらが目標達成計画見直しの中で議論されなかったこと自体が異常である。また社会経済的にも電力会社の余剰電力購入に依存する政策で、政府は 05 年に設置補助金を打ち切っている。それから RPS 法が普及拡大目標というよりは、普及させないためのキャップになっている。そして系統の問題があり、世界では異常な「蓄電池」と「解列」というものがまかり通るという異常な事態だ。それ以外の熱利用や輸送燃料についてもまったく立ち遅れ、しかも産業経済政策としても完全にドイツに地滑りの的に負けている。最近の速報では、太陽光パネルのメーカーの順位が、日本メ

ーカーはドイツ・中国メーカーに追い抜かれ 3 位以下に後退したという。地域政策としても、日本の地域は普及させようにも、新エネ政策の立ち遅れのために普及が進まない。

- ・ (スライド番号 4) 世界全体の自然エネルギーへの投資額は毎年 50% 増ぐらいであり、かつての「ドットコムバブル」に対して今では「ワットコムバブル」という言葉すら生まれている。今年は 850 億ドル、約 10 兆円の規模に成長するという速報が「New Energy Finance」から出されている。しかも、この数字の中に日本の数字は入っていない、それは日本はそもそも自然エネルギーの投融資のデータを出す体制すらないという状況だ。
- ・ (スライド番号 5) 世界各国の目標値を見してみる。ゼロから下は目標値を決めた時に既に入っていたものでほとんどが水力だ。ゼロから上がこれからの目標だ。電力比率で EU は 2010 年に 22%、2030 年に 30% を掲げている。ドイツは 2010 年に 12.5% という数字を昨年クリアし、今年になって 2020 年で 30%、2030 年に 45% に修正した。イギリスは、今年のエネルギー白書で 2015 年に 15% を掲げ、日本が手本にした RPS 制度の先行導入者だが RPS を見直すということにしている。中国はシェアの伸びは 17% から 21% への 4 ポイントと小さく見えるが、絶対量では 490TWh から 1300TWh へと約 3 倍増となっている。アメリカは今年 8 月に下院で RPS 法を成立させて、今の倍増以上を目指している。カリフォルニア州・ニューヨーク州などの州レベルでも積極的な動きがある。日本以外は著しく高い目標値を掲げて、それを実現するための政策を整えている。日本は目標値も小さく、政策の失敗は明らかなのにその見直しもしない。
- ・ (スライド番号 6) EU は 2020 年に一次エネルギーの 20% を自然エネルギーにするという目標だが、その半分が電力での増分となっている。やはり電力の増大が確実な政策措置であると言える。
- ・ (スライド番号 7) ドイツは風力が普及拡大の先頭を切り、これによって 5 つの配当を得ている。電力のシェアで現在 12% を達成し、2030 年に 45% という目標を立てられるようになった。二酸化炭素も 1 億トン削減して、産業規模は 2.6 兆円、雇用効果は 23 万人で石炭産業と原子力産業を合わせた産業規模の 3 倍となり、しかも地域の人たちが設備の所有者になっているので売電売り上げが地域に戻り地域経済の活性化になっている。「5 重の配当」があり、「20 世紀にドイツの経済産業社会で自動車産業が果たした役割を 21 世紀は自然エネルギー産業が果たす」という言われ方がされている。日本ではとてもそういった認識には及びもつかない。
- ・ (スライド番号 8) 風力発電は、2020 年に、最大で世界全体の 17% を供給しうる。
- ・ (スライド番号 9) ドイツ型の固定価格制は、イギリスや日本の固定枠制に比べて、普及効果において確実で、費用負担においても公正であり、価格低減効果においても RPS よりも優れている。さらに、技術のイノベーション効果、産業の育成効果にも優れ、投資効果はマクロ・ミクロ両方で見ても優れていて、地域活性効果もある。すべての点において、固定価格制が優れているという結果になっている。日本でも、かつて議員立法でつくったあの固定価格制があつた時に成立していればと、今でも悔やまれる、非常に残念だ。
- ・ (スライド番号 10) 2005 年に出された EU・15 カ国における「RPS 対固定価格制」を比較したレポートを見ると、普及効果において、固定価格を採用したデンマーク・ドイツ・スペインが高く、RPS を採用したベルギー・イタリア・イギリスは低くなっており、その差が顕著に出ている。そして、平均発電コストに対して社会全体で支援している費用について見てみると、固定価格では重なるが RPS では離れており、RPS の場合無駄なお金を支払うという構図になっていると言える。これは風力発電についての分析だが、小水力や地熱などの電源について比較しても、すべての電源について固定価格制が優れているという結論になっている。
- ・ (スライド番号 11) EU では RPS だったイタリア・ベルギーは固定価格に移行した。イギリスは、

固定価格の提案がカーボントラストから出されていたが、固定価格制にはなりきらずに自然エネルギーの種類ごとに目標値を決めるバンド方式という中途半端な改革ではあるが、見直しがなされている。市場原理主義の国・アメリカは、「RPS 法をつくる／つくらない」の対立の構図になっている。ただ、アメリカの場合はベースとして PTC ( Production Tax Credit ) という固定価格制的なランニング補助があって、それに加えて RPS 法を入れようとしている。また、州毎にいろいろな制度・政策がとられているので、一律にアメリカは RPS 法だと見ることはできない。

- ・ (スライド番号 13) 世界全体の政策の流れは非常に顕著なので、日本も本来であれば RPS 法を「ご破算」にして見直すことが、政治的指導力があれば、それが最善の策だと思う。ただし、すべてを「ご破算」にして「ガラガラポン」して最初から法律をつくるとなると時間もかかるので、政治的現実路線に立って、RPS と固定価格の「2 階建て」で制度設計することを昨年ぐらいから提案している。これは、「RPS 目標」については、電力会社が呑んだのだからこれはこのままにしておき、その上に「地球温暖化対策目標」を設定する。そして、ここの部分に固定価格制的な要素を盛り込めば、1.63%というわずかな RPS 目標値は、今後 10 年もすれば「そういうものもあったかな」という形で底に沈むだろう。内閣法制局が大変な状況もかつていろいろと見聞きしたので、RPS 法は「過去の遺物」にしてしまおうということだ。
- ・ (スライド番号 14) 今すぐ出来ることとしては、この 2 階部分について、まず RPS とグリーン電力証書を実質的に等価交換できるようにして、グリーン電力証書は企業全般に買ってもらようにする。企業全般が買えるようにするにはどうするかというと、地球温暖化対策推進法の算定・報告・公表報告制度の中でグリーン電力証書の二酸化炭素価値を織り込む。これは今すぐ出来ることだ。もう一つは、省エネルギー法を活用することだ。現在企業が太陽光発電や風力発電を設置すると、省エネ価値から「引き算」ができるが、現状ではグリーン電力証書を買っても「引き算」ができない。それを「引き算」できるように省エネ法を改正するということ。現在ちょうど省エネ法を改正している最中なので、そこに織り込めば今すぐできる。実はこの 2 つの方法はどちらも国の懐は一銭も痛まない。企業にとっては、これで、4~5 円くらいの価値が出てくる。しかし、それだけでは国が何もしないということになるので、出来れば石油石炭税を少し上乗せしてそれを原資にして温暖化減税 ( 気候変動減税 ) を行っってはどうかと考える。要は自然エネルギーの価値 ( 温暖化対策目標分 ) を率先して買った企業には減税してやる。そして、減税幅によって固定価格制的な余地をつくるというもの。ここには政府の努力が必要となる、あるいは議員立法でもいい。今までの RPS のところは電力会社が引き続きやってもらう。
- ・ (スライド番号 15) 電力会社がずっとやってきたことは、目標値を上げると即座に電力会社の負担になるということだ。それならば、国民・企業全般の幅広い負担にしようではないかということだ。そうすれば、今の RPS の負担から、石油石炭税の課税対象者というやや幅広い負担になるし、さらに ( グリーン電力の ) 購入者ということならもっと幅広い負担になる。ちなみに、石油石炭税は 2003 年から 2 年おきに増税しており、これは今年の春で一応終わっている。今すぐ増税の法律を通すのは難しいので、現実的に考えて「2009 年 4 月」にしているのだが、石炭に対して 230 円・460 円・700 円と上げてきたので、もう 300 円引き上げれば税収 1200 億円になるので、400 億円近い財源が出てくる。そこで、例えば、ざっくり計算すると、今の RPS 目標量と同程度の 120 億×3 ぐらいの財源は出てくる。ここは、太陽光や風力などの電源別によって減税幅を変えるなど、細かい制度設計はやりようはある。そうすると、系統の問題は別として、これによって今の RPS よりもう一段広い市場ができるという提案だ。
- ・ (スライド番号 17) 太陽光発電については別枠の提案をしている。日本はドイツに対して地滑りの

に負けており、ドイツは3倍以上の市場で、しかも日本は2005年から2006年にかけて落ちている。しかも政府は補助金を打ち切ってしまう、今は電力会社の余剰電力購入メニューのみが支えている状況にある。もちろん、設置する個人も支えているのだが。政府は、ばらまきのような補助以外、何もしていない。やはり本来、制度的な枠組みをつくるのが政府の役割であり、電力会社とユーザーの負担だけに依存するのはいかなものかということだ。

- ・ (スライド番号 19) 太陽光は年率 30% で伸びている市場であり、太陽光産業は日本の虎の子であったはずが、(首位の) シャープが約 3 割にシェアを落として、年率 100% で成長する Q セル(ドイツ)と、第 3 位の京セラの背中に迫っている年率 130% の成長を見せている中国のサンテックパワーが、ひょっとすると今年はワンツーフィニッシュするかもしれないという状況だ。しかも、シリコンの生産に関しても、ドイツのヘルロックやノルウェーの REC などが急成長しており、生産規模が百数十万 kW の太陽光の一貫工場をシンガポールに作るということをつい最近発表している。上流側のシリコンにおいても、事実上日本は負けている。製造技術もジーメンスが占めている。上流から下流に至るまでのサプライチェーンをせっかく育ててきた日本のメーカーも、非常にジリ貧という状況にある。これは、太陽光発電に対する政府の事実上の無策に対して、今の研究開発だけではなくて、需要側の市場形成のための政策が必要だということを示している。
- ・ (スライド番号 20) ドイツは、2000 年に自然エネルギー法 (EEG) で固定価格制を導入し、2004 年の改正で買取価格を引き上げて、30kW 以下の屋根付けは約 90 円で 20 年間買い取るという政策が成功している。しかも費用負担は、系統運用者を通じてユーザーに対して平等になっている。日本も本来それができれば一番望ましい、一番理想的にはこのドイツ型の制度だ。
- ・ (スライド番号 22) それに対して、今すぐできる制度として提案したのが、先程の「2 階建て」の案だ。太陽光。もう一つのやり方として、電気料金の燃料費調整制度を使ってはどうかと考える。燃料費調整制度は、原油が上がれば自動的に電気料金の中に電力会社が織り込むことができるという、唯一使い勝手の良い制度である。同じ考え方を需要側で当てはめて、太陽光は今高いのだから高く買う、そしてそれを料金原資のなかに入れ、それを段階的に下げるという形だ。そうすれば、電力会社にとっても痛みのない平等な負担になる制度だと考える。東京都で提案しているレベルでは、大体 kWh 当たり 30 円くらいになる。これを自家消費分も合わせて 30 円で使うようにして、そこは外枠で燃料費調整制度の中で面倒を見る。それ以外の収支を見ると、今の余剰電力購入メニューは明らかに電力会社にとってマイナスなのだが、これによって電力会社にプラスの収支になる。余剰電力購入メニューは、いつまで続くか分からないまさに「蜘蛛の糸」の状態であり、早めに手を打たなければ太陽光発電の今の市場は完全に崩壊する。一つは燃料費調整制度を活用するか、もしくは先程の「2 階建て」案を使う方法がある。ただ「2 階建て」を使う場合については、太陽光に対しては減税幅を相当高く見る必要があるので、太陽光については燃料費調整制度の方がいいのではないかと思う。
- ・ 「固定価格制というのは値段を下げるできない」ということが当時の新エネ部会の政府の批判だったが、今でも同じことを言っている、なぜあれ程「進化」しないのかよく分からない。固定価格制というのは段階的に下がって行くものであって、ドイツでは改正された固定価格制の下、あらゆる自然エネルギーがコストの面で競争力を高めているという事実を、日本では 7 年間も勉強していないのはいかなものかと思う。
- ・ 今年、国は環境配慮契約法を成立させた。自治体は東京都を中心に「グリーンエネルギー購入フォーラム」を立ち上げ、自治体も率先して自然エネルギーの電力を買うという方向にある。まずは、これを最大限活用して初期需要を作るということが、もう一つのポイントかと思う。国の環境配慮

法は若干細かいルールのところまでは手当されていない。「CO2」に重きを置きすぎていて、しかも競争入札しかないのでは、適用されるのが一部の施設に限られ、なおかつ「CO2」だけだと、既存の電力会社が勝つだけになってしまう。そうではなく、競争入札に限らず「とにかくグリーンな電気を5%買う」というような形に、環境配慮法をもう一段強化する必要がある。

- ・ さらに国の庁舎に全部入れるという話だが、さらに高速道路の側壁に道路特定財源を使って設置するなど、とにかくあらゆる手を使って初期需要を作り出すことが必要だ。
- ・ (スライド番号 26・27) あとは制度提案まで行っていないが、太陽熱は日本だけが崩壊している異常事態である。例えば、「バルセロナモデル」、ソーラーオブリゲーション (Solar Obligation) を検討する。まずバルセロナで新規建築物は熱需要の3~7割を太陽熱でまかなうことを義務付けた、これがスペインでは昨年国全体の法律になった。さらにイタリア・イギリス・アイルランドに広がっており、現在ヨーロッパ全体の義務付けにしようという動きもある。太陽熱に関してもこうした新しい政策が広がりつつあるのだが、いつまで経っても日本はなかなか海外に学ばないのだが...
- ・ (スライド番号 29) 新しい住宅であるゼロカーボン住宅も進んでいる。
- ・ (スライド番号 31・32) 最後にバイオ燃料だが、これも政策まで行っていないが、バイオ燃料と言うとすぐに「アメリカのトウモロコシ」と日本の石油連盟の「ETBE」が出てきて、この2つが歪みの象徴になっている。もう今後は、第2世代バイオエタノールに論点をしばって持続可能な開発戦略を考える必要がある。実は今、EUは、途上国の持続可能な開発のための第2世代バイオ燃料の認証制度を作ろうとしており、それにアメリカとブラジルの「International Biomass Forum」も加わって、国際的な認証作りが進んでいる中で、日本だけがメンバーから外れている。そういった状況も考えてやる必要がある。
- ・ いずれにせよ、今日は、電力を中心にした議論になろう。

大林ミカ (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク / 環境エネルギー政策研究所)

- ・ 飯田さん、話に出た、第2世代バイオマスについて追加説明をお願いしたい。

飯田哲也 (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク / 環境エネルギー政策研究所)

- ・ 第2世代バイオ燃料は、食料系を使わずに、廃棄物と燃料作物を使ってセルロースを使った合成エタノールである。これならば食料とも競合せず、しかも途上国の持続可能な開発のシナリオも描くことが出来るというのが、世界のバイオ燃料界のコモンセンスとなりつつある。

大林ミカ (「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク / 環境エネルギー政策研究所)

- ・ ありがとうございます。今のプレゼンテーションに対して質問はあるか。
- ・ 次に気候ネットワークの畑さんから、京都議定書目標達成計画評価・見直しについて願います。

畑直之 (気候ネットワーク)

- ・ 今日は温暖化の NGO である気候ネットワークの畑として、既に飯田さんからも話があったが、京都議定書目標達成計画と自主行動計画の問題点について、できるだけ自然エネルギーと絡めてお話ししたい。

( 以下、当日配布資料「京都議定書目標達成計画の評価・見直しと自主行動計画フォローアップの問題点」に沿って説明。 )

#### 1. 京都議定書目標達成計画の評価・見直しと自主行動計画のフォローアップの流れと現状

- ・ 現在、来年（2008 年）3 月の改定版の閣議決定を目指して京都議定書目標達成計画の評価・見直しが行われている。資料の表のスケジュールの通りだ。
- ・ そこでは、目標達成計画全体の見直しと、その中でも特に大きな部分を占めている自主行動計画のフォローアップが、自然エネルギーを含めいろいろな分野に影響が大きいので取り上げる。
- ・ この温暖化の分野での審議会以外の流れとして、地球温暖化対策推進本部があり本部長が首相で時々開催されているが、残念ながら基本的に役人任せとなっている。国会でも環境委員会や参議院の調査会などで議論は行われているが、決定については行政主導・政府レベルで行われる、閣議決定される文書なので国会の関与が仕組み上難しい形になってしまっている。
- ・ 審議会では今月 12 月末（2007 年）で最終報告となっており、その後 3 月の閣議決定までの間は、霞ヶ関の役所の中の密室的なプロセスに入ってしまうということを危惧している

## 2. 京都議定書目標達成計画の評価・見直しについて

- ・ 次に京都議定書目標達成計画の評価・見直しについてだが、8 月に中間報告案、9 月に中間報告と出ている。この状況を整理したものが、資料の 3 ページ目の「別表 1 既存対策の評価に関する政府と気候ネットワークの対比」と 4 ページ目の「別添資料：不足が生じると見る根拠・理由など（主な項目について）」なので、そちらも見て頂きたい。
- ・ 政府では 2000～3400 万トンの不足という数字を出しているが、この評価が非常に甘いのではないかと考えている。
- ・ これは評価に対する見解の相違になるかもしれないが、原子力発電の設備利用率を 88%に引き上げることが織り込まれて「電力の CO2 排出原単位の低減」という項目は、実際は国内ではもちろん達成不可能なのだが、膨大な京都メカニズムクレジットを買ってきて埋め合わせることを含めて、政府の表現では「現行計画における対策効果が見込まれるもの」と分類されている、すなわち「出来る」という分類にされている。「これでいいのか？」ということだ。
- ・ 気候ネットワークでは、現在の目標達成計画のままでは、全体で毎年 1 億 5000 万トン程度も排出量がオーバーする、すなわち削減量が不足すると推計している（「別表 1 既存対策の評価に関する政府と気候ネットワークの対比」参照）。その約半分が電力の分野である。ここで 7600 万トンという数字を挙げているが、これは電力の CO2 排出原単位が 2005 年度並みの場合ならという、非常に単純な試算である。これはもちろん、中越沖地震後の柏崎刈羽原発の停止による影響は含まれていない。
- ・ 続いて、石炭火力発電が非常に増えているという大きな問題がある。一方で、今日のメインの話である自然エネルギー・再生可能エネルギーについては「新エネルギー対策の推進」という項目があるが、ここで政府は下位ケースで「不足量 997 万トン」という数字を出しながら、上位ケースでは何の根拠もなく「蓋然性が高く現行目標の達成が可能」という分類してしまっている。これについては、そんなに甘くていいのかと思う。
- ・ 飯田さんから話があったように、合同会合では対策としての自然エネルギーのポテンシャルや、その政策について、ほとんど議論されていない。2 回ほど新エネ課長から報告があっただけでさっと終わってしまっている。
- ・ 自然エネルギーとも密接に関連する炭素税・環境税の議論にも、ほとんど時間があてられていないということがある。
- ・ 現在の合同会合は、例えば飯田さんもプレゼンテーションを行うなど追加の対策・施策の重点項目の検討を行っているが、自然エネルギーでも他の分野でも、実効性のある政策の強化・追加は、現状では残念ながら極めて期待が薄いという状況にある。

### 3. 自主行動計画のフォローアップについて

- ・ 次に自主行動計画フォローアップだが、非常に大きな部分で産業部門とエネルギー転換部門を含んでいる。ここについては今日の本題とは少し外れるが、状況について整理した「別表2 自主行動計画目標「引き上げ」の整理」も見て頂ければと思う。
- ・ この自主行動計画フォローアップについて、新聞報道などでは盛んに、「目標を引き上げた、これだけ追加の削減量がある」というような数字が随分出ている。
- ・ 実は、経済産業省所管の業種のうち 18 業種で目標を引き上げており、その追加削減効果は約 1570 万トンと経産省は試算している。ところが、その引き上げた業種の半分以上の 11 業種では、新しい目標の水準自体が 2006 年度の現時点の実績を下回っている。つまり、今からこれ以上削減しなくても、逆に増やしてしまっても達成できるという目標が新目標になっているということで、この追加性というのは本当にあるのか非常に疑問がある。
- ・ いずれにしても、なぜこういうことが起こるかという、自主行動計画は目標設定が基本的に業界に任されているという根本的な仕組みがあり、その部分に問題がある。この目標の甘さが、石炭を利用して CO2 を多く出しても大丈夫、自然エネルギーを積極的に利用して目標達成に充当するというインセンティブが非常に弱い、目標が緩いからそんなにやなくていい、という状況になっているということが言える。ちなみに個別の企業が努力をしていないということを申し上げている訳ではないが、自主行動計画の仕組みとして目標設定が業界に任されているので様々な問題が生じているということは、仕組みとしてはあると考えている。
- ・ 電力分野については、先程の飯田さんの話とも関係するが、今電気事業連合会は 5 年間で 1 億 2 千万トンのクレジット購入予定と公表しているが、実際は多分 1 年間で 1 億トンというオーダーで不足して調達する必要があるのではないかと考えている。この部分については、自主行動計画に「お任せ」ということではなく、国としてきちんと対応する対策を立てるべきではないと考えている。そここのところでまた、自然エネルギーとも関わってくると思う。
- ・ ほとんど飯田さんに追加する所はなかったかもしれないが、以上である。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 畑さん、ありがとうございました。マスコミ報道では「経済界がまた新しい目標値を設定して、より一層頑張る」という形で報道されているので、一般には「やっぱり頑張っているんだ」というイメージがあると思う。しかし、日本企業の常識のようなものが国際的な議論からかけ離れていることを私自身は気になっている。特に国際交渉については、全く分かっているのかなと感じることがある。
- ・ 福山議員が 11 時ぐらいまでということをお聞きしているので、よろしければ今の国会の状況や民主党の新しい政策などについてお話頂ければと思う。

福山哲郎（参議院議員・民主党）

- ・ 今日は、自然エネルギーをずっと頑張ってきた金田誠一議員もいらっしゃっている。
- ・ 率直に申し上げて、飯田さんと畑さんのプレゼンテーションの通りである。最近私は、グローバルゼーションと言いながら、どうもこのエネルギーの世界だけは、日本が鎖国しているのではないかなと思う。温暖化の問題に関しては鎖国状態で「見ざる・言わざる・聞かざる」で、全て世界から閉ざして自分たちの世界で自己満足に浸っているのではないかなと感じる。アメリカで総量目標で規制をすとか、排出権取引所を作るとかいった話が出てきたり、オーストラリアで（前向きな）政権

に代わったりと、ガラガラと世界の状況が動いているにもかかわらず、日本はあまりにも感度が鈍いというのが正直な感想だ。

- ・ 私は先日国会の審議の中で、初めて NHK の全国放送がある中で、太陽光エネルギーがドイツに負けているという話と補助金を打ち切ったという話を、図表を見せて示した。そして（CO2 削減の中期の）「総量目標を作れ」と言ったら、福田首相が「国内の総量目標をつくる必要があると感じている」と総理としては初めての発言をした。その後、環境大臣が「年内に国内の総量目標を設定する」という大変意気込んだ発言をテレビの前で行った。私もそんな答えが返ってくるとは夢にも思っていなかったのも、後で確認してみると、総理も環境大臣も両方とも役所のメモが上がっていない発言をしていた。「やる気だな」と思ったが、しかしその瞬間から役所は大騒ぎで、次の日の 4 大臣会合では段々トーンダウンして行き、今は「そんな発言を言ったのかなあ」という世の中の空気になってしまった。ただ、国会での発言なので重たいものなので、私としてはこれを糸口に、来年に向けて、京都議定書目標達成計画の閣議決定や洞爺湖サミットのことがあるので、積極的に動きたいと思っている。
- ・ 民主党は脱地球温暖化戦略を参議院選挙前にまとめた。この時に、排出権取引市場の設定、やや遠慮がちではあるものの再生可能エネルギーを 2020 年までに 10%という導入目標値の設定、そして RPS 法の見直しと固定価格買取制度の導入を明記した。党の政策となっているが、なかなか皆さんには伝わっていないかもしれない。現在、私は党の脱地球温暖化小委員会の委員長を務めており、その中で再生可能エネルギーの比率を上げるための議員立法の準備と排出権取引市場設定のための議員立法の準備、それからあらゆるところで CO2 が見えるようにするための議員立法の準備を始めるという会合をつい先週に行った。また、民主党内に温暖化議連を作り、この国会中にスタートさせようと思っている。さらに党内では地球温暖化対策本部を作ろうという声が徐々に上がっていて、岡田前代表・菅前代表・鳩山前代表らが積極的になっている。我が党は少なくとも今の状況に危機感を持ってやって行こうとしているのが現状だ。
- ・ 先程畑さんのお話にもあったが、電事連を含め日本は 1 年間で 1 億トン、5 年で 5 億トンのクレジットを買ってこななければならない。単純に考えて相当な金額で、普通に考えるとそれだけで 1 兆円くらいの金額になってしまう。その費用負担を経済界が出すとすれば、それは電力料金に乗ってくるだろう。そんなことで京都メカニズムを買ってくるぐらいであれば、RPS のように電力会社に買い取れというのではなく国が税金を使うなり、電力料金にどうせ加算するぐらいであれば固定価格買取制度なり、もっともっと別の所に投資も含めてやれるような状況を作れば良いと思っている。
- ・ 最近、経産省資源エネルギー庁の課長ともよくやりあっているが、まず、数字の根拠が全部曖昧だということ、それから数字の単位を全部バラバラにしてその場その場に応じて都合のいい数字を出してくること、そして絞った雑巾とエネルギー効率が世界一という話を十年一日のごとくやっているのは時代遅れだということを話している。
- ・ 情けない状況もあるが、世の中が動いている状況もある。まさに拮抗した状況にあって、企業の中にも分かってくれている人も努力している所もあるので、我々も力不足だが、皆さんと連携を取って頑張っていきたいと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ ありがとうございます。民主党からは金田誠一議員にも来て頂いている。金田議員には、「自然エネルギー促進法」の最初のときから一緒に作ってきて頂いた。
- ・ 今回の参議院選挙では若い方が当選し、本日来て頂いている川田さんも新しく当選した。川田さん

からもお話頂けないか。

川田龍平（参議院議員・無所属）

- ・ 参議院議員になりました川田龍平です。
- ・ 所属している環境委員会での 1 回目の一般質問の時に、飯田さんのお知恵をお借りして質問したのだが、質問時間が足りず、回答を引き出すことができなかったのが苦い経験だった。
- ・ その時は、国の地球温暖化対策・政策においては、原子力政策による CO2 削減がかなりの割合を占めていることや、森林（吸収）や（外国からの）買い取りによって CO2 削減するという国の政策になっているが、もっと積極的に自然エネルギーを推進することによって CO2 を削減して行くべきだ、積極的に取り組むべきだという立場で質問した。私自身も議員としてしっかりそこをやって行けるように、頑張っていきたいと思っている。
- ・ 自然エネルギーの問題については、自治体では県レベル・市町村レベルなどでは日本国内でも取り組まれているにもかかわらず、国の政策はお粗末である。何とか国として自然エネルギーの問題に積極的に取り組めるように、環境省をしっかり後押しできるように、また経産省に働き掛けて行きたいと思っている。
- ・ 私自身は、1998 年から 2000 年までの 2 年間ドイツに留学しており、トリッティン大臣の頃で、ちょうど原子力を段階的に削減していく政策をとり、自然エネルギー政策を展開し始める時期にあった。政治によって政策を変えられたことで、今のドイツがあるということだと思うので、日本でも政治がしっかりリーダーシップを発揮して国の政策をリードして行くことができるように頑張っていきたいと思う。先程オーストラリアの政権交代の話もあったが、首相が代われれば京都議定書に加わるということが起こる、（日本も）衆議院選挙のこともある。
- ・ 今日 COP13 で日本が化石賞という不名誉な賞をもらったと聞いているが、私がドイツにいた時にボンで開かれた COP5 の時も日本は化石賞をもらっていて、その頃からずっともらい続けている。このような不名誉な国の政策を変えて行けるように、今後も皆様に教えて頂いて連携しながら、全力を尽くして行きたいと思っている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 国会がイニシアティブを取って政府にプレッシャーを与えて行くことが重要だ。
- ・ 実は「自然エネルギー促進法」推進ネットワークは、今年度をもって解散することが総会で決定している。GEN が行っていた RPS 法の進捗状況のウォッチングや政策提言の活動は、環境エネルギー政策研究所で引き継いで行うことになっている。来年の 2 月に GEN として最後の催しを計画している。ここに集まって頂いた方々は GEN 発足当時の 98 年・99 年からずっと支えて頂いて、国会でも一緒に議論してきている仲間であり、連絡会でも一緒に活動してきた方々なので、そういった意味も踏まえて会場からご発言を頂ければと思う。

遠藤昭（日本風力開発株式会社）

- ・ 日本風力開発の遠藤である。せっかくなので 1 つの質問と 2 つのコメントを言う。私は風力発電業者であり、会社を代表している訳ではないが、それに絡む話をする。
- ・ まず金田誠一衆議院議員には大変お世話になったが、後でお答え願えればと思う。それは、かつて華々しくあった自然エネルギー促進議員連盟が二百数十名で活動してきた、選挙の関係で若干減ったか増えたかは分からないが。その議連について、今の活動、今後の活動がどうなっているのかと

ということだ、大変淋しい感じがするので一つ伺いたいと思う。

- ・ 次いで、風力発電のこれからの導入促進についてだ。先程飯田さんから大変淋しい想定が出ていた。私どもは事業者としていろいろな形で頑張っているつもりだ。世界で初めてだと思うが、青森県六ヶ所村で世界で初めての蓄電池併設の大型風力発電所・二又風力発電所を作る。1500kW の風力発電機 34 基、蓄電池 3 万 4000kW をもって安定的に高品質な電気を送り出す。系統容量はそのうち 4 万 kW しか連系出来ないということだが、やっている。確かにご指摘があったように、系統連系に非常に問題があるということである。
- ・ また、私ども風力発電は、電気事業ではなく、電気工作物による発電という「身分」になっている。ある意味では、「身分保障」がないというのは非常に淋しい限りである。
- ・ 今 RPS 問題については「買い手市場」であって、バンキングが非常に多くあって 2010 年まではバンキングで賄っていける状況だと思う。そんな買い手市場の中でなぜ下限価格がないのかなと思う、上限価格は 11 円とあるが、RPS 法上では下限価格がないのが、我々風力発電事業者にとっては厳しい。これは結局は、電力会社のボランティアというか、風力発電事業は買い値に負うわけであって、それはあくまでも電力会社の負担となる訳である。この辺のコスト負担を、電気の消費者即ち受益者負担というか、国民で応分の負担をして頂くということが必要だろう。ただ私、事業者がこのように言うのと「あなたたちの事業が成り立つために言うのだろう」ということになる。また電力会社は、株主に対して、コスト・アップをボランティアで負担するというのは問題であるということもよく分かる。こういうことを、やはり国として考えて頂きたい。いろいろあるが、特にコスト負担と下限価格の 2 つである。議員の方々に、国として考える方向にリードして頂けたらと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 他の方、いかがか。

高橋元廣（太陽光発電普及協会東京支部）

- ・ 太陽光発電普及協会の高橋という。私どもは太陽光発電に注力しているが、現状、RPS 法には非常に反発し抵抗してきているが、流されている状況である。我々はたまたま太陽光発電で公正取引委員会に提訴した。先程話に出ていた値段がおかしいであるとか、たまたま不払いが出ていたことだとか、それから RPS がかえって「フタ」をする制度になっている点など、極めて信じられない政策だと盛んに言っているが、なかなか通用しない。
- ・ それから今回の講演の中で固定価格買取制度があって、確かに現時点でこれが一番望ましいことを我々も同じように痛切に感じている。太陽光発電に限らず、自然エネルギーを（1kWh 当たり）30 円ぐらいで買ってくれればと考える。そうやれば、それは一般消費者負担ではあるが、この価格で行けば、企業も個人も、本来の設置補助がなくても、かなり自費投資でもできるぐらいの金額である。
- ・ それに各省庁が、環境省・農水省・国交省・経産省がそれぞれ競って設置補助をして育ててほしい。そうすれば、太陽光発電は日本中どこでも出来る訳なので、ここを突破口にして風力など他のエネルギーにも解決の方向が見えてくる。たまたま太陽光発電には汎用性があるので是非、政策の進め方は飯田さんのほうが上手いと思うので進めて頂いて、固定価格買取制度を実現してもらいたい。そうすれば、全国の企業なども自費投資して、排出権を購入する以外にも、自分で投資して自分で創エネして削減するという手段が与えられるので、固定価格買い取り制度に焦点を絞った動きも必要ではないかと思う。今の RPS はまったく役に立たない、新たな視点で物事を動かして頂きたい。

環境政策の中心なので、これに沿った形でわれわれも発言していきたいと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 先程、飯田さんよりサン・テックやキュー・セルの話もあったが、太陽光電池の事業者の方、いかがか。
- ・ 遠藤さんからご指摘があった RPS のバンキングでそのまま行ってしまうことや、下限価格がないことなどは、GEN が当初からずっと指摘してきたことでありその懸念が現実になっているのに、全くそれから学んでいない点などは、飯田さんの話の中でもあった通りだ。
- ・ 東京電力の方、いかがか。

稲田憲世（東京電力株式会社企画部調査グループ）

- ・ 東京電力の稲田という。7 月から新しくこちらの仕事もするようになり、今回初めて参加させて頂いた。同じ仕事で安定供給なども一緒に見ている関係上、どうしても原子力発電、例えば中越沖地震による柏崎刈羽原発の影響などの仕事のウェイトの方がどうしても高く、なかなか動きの早い自然エネルギーに関して勉強している時間がなく、まだまだ追いついていない状況である。引き続き、飯田さんなどからのご指導を頂きながら、勉強して行きたいと思っている。
- ・ 今日のプレゼンの資料は合同審議会の時のプレゼン資料となっているかと思うので、公式的な発言については私どもの業界の森本（電気事業連合会）副会長が行っていると思うので、私が言うことは余りない。それはそれとして、企業の人間ということではなく個人的には、今までの自然エネルギーの歴史的な背景とかを勉強している段階なので、ニュートラルな立場で見た時に、RPS 法という制度が本当に良いのかどうかということは、この前飯田さんとお話した時に質問もさせて頂いたのだが、私なりに思っている部分もあるので、いろいろと施策などについても勉強して行きたいと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 毎回この検証委員会には政府の方に来て頂いて、RPS の進捗状況を報告して頂いており、電力会社の方、環境省もお呼びしているが、今回初めて資源エネルギー庁からお越し頂けなかった。政府自体がちょっと後ろ向きに後退しているように私は感じられる。電力会社との対話も、なかなか硬直した状況で先へ進んで行かないイメージがある。自然エネルギーをどこでドライブを駆けられるのかがなかなか見えない状況だ。やはり温暖化対策としての自然エネルギーという形で、RPS とは別に新しいものを作って行かなければいけないというのが、ここ数年 GEN が訴えている政治的に現実的な提案ということになるのだと思う。
- ・ 遠藤さんから自然エネルギー促進議員連盟について質問があった。議員連盟の状況としては、今勉強会などは加藤修一議員や小杉隆議員を中心に定期的に行われていると伺っている。ただ今は国会の中で議員連盟中心に新しい法案を提出して行くような形では動いていない。私たちも、今まで 1 回 2 回、法案を提出しているが、現状では動きはなく、そのような状況が続いている。ただ、議連に参加している議員の方々と一緒に視察に行くなどの活動は続けている。先程も言ったように、自然エネルギーだけを旗印にして先に進んで行く動きが、国会においても、政府側にもなかなかない状況だ。そこで新しく温暖化という切り口で、民主党などには、福山議員が先程おっしゃっていられたが、動きがあるし、超党派で若手の方々を中心として動きも起こり始めようとしていると思う。そういった所から、自然エネルギーを温暖化対策の議論の中心にして行く動きが国会においてある

と理解している。

- ・ 他の方、地熱の方、いかがか。

森山清治（出光大分地熱株式会社）

- ・ 出光大分地熱の森山という。会社に入って以来ずっと地熱をやっている者である。石油ショックの昭和 48 年頃、石油が入ってこないということで、国はサンシャイン計画を作り、石油代替エネルギーの開発に積極的な支援を行い、その時代には地熱にも活発に国の予算がつき、その結果、最終的に全国で 18 ヶ所計 53 万 kW の地熱発電所が建設された。原子力発電所（1 基）の半分ぐらいの発電量である。
- ・ 現在の地熱はここ 10 年ぐらい発電所ができていないという状況である。その理由というのは、当初は電力会社も一緒になって取り組み、取引価格についても総括原価ということである程度安心感があったので、企業としても地熱のようなリスクのある市場にも投資が出来るという環境があった。その後、電力の自由化ということで、電力会社も競争社会に入ったため、総括原価ではなく、値段は後で決める、他の電源と競争し勝ち残ったものということになった。そうすると、地下資源の開発という大きなリスクの前に価格のリスクもあるということになった。第一、いくらで買ってもらえるか分からないものに対しては事業性の検討が出来ないということで、事業化が難しくなった。国の支援は、調査段階からずっと行ってもらってはいるが、そういった問題がある。
- ・ また地熱の特徴として、ほとんどが北海道、東北、九州ということで太陽光や風力のように全国に亘ってどこにでも資源があるというものではないので、政策上、統一的な支援とかルール作りが出来ないという問題がある。
- ・ 最近、飯田さんからもお知恵を頂いている、温泉発電という今ある温泉を利用して発電する方法がある。地下から強制的に熱を取るのではなくて今流れている温泉を利用して電力を作って、その地域に活かすという考えである。これについては、全国的にも普及できるものだと思うので、過去に取り組んだ石油の替わりとしてではなく、地域のエネルギーとして地熱を見直そうということで、我々もそれにトライして行こうと考えている。
- ・ ただ、温泉の場合、権利とかいくつかの問題がある。太陽や風力では誰の持ち物でもなく権利がない訳だが、水力では水利権があるし、地熱だと温泉という法律の枠の中でやっている。権利や法律のなかで協調して進められるようなルール作りが必要であり、それらが整えられることを期待している。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ ドイツなどではむしろ地熱にものすごい予算をつけて、地熱は余りなさそうなイメージだが、大きく開発している。日本でもこれだけ地震や火山がある国という中で、地熱でかなり自立的にまかなえるのではないかと思うが、一層のドライブが必要であると思う。
- ・ 経済産業省の方は来っていないが、環境省の方はどうか。

辻景太郎（環境省）

- ・ 環境省でグリーン契約法、環境配慮契約法の担当をしており、勉強のために来させて頂いた。飯田さんのお話など、本日のお話は非常に勉強になった。審議会の空洞化や政策提言のお話など、とても勉強になった。どうもありがとうございます。
- ・ 私自身はグリーン契約法の担当をしており、資料で言うと、飯田さんの資料のスライド番号 24（通

しのページ番号で 8 ページ) の所。新エネ関係で言うとグリーン電力証書を位置付けようということで、基本方針の中に書き込みたいということでやっていた。(資料には) 2008 年度施行と書いてあるが、法律自体は(2007 年) 11 月に施行されており、基本方針は今週金曜日(2007 年 12 月) 7 日に閣議決定の予定である。これが出来ると、国と独立行政法人・国立大学などの関係の機関には義務が生じ、電力など環境配慮契約をやって行こうという話になっている。

- ・ 地方自治体は努力義務ということになっていて、東京都や神奈川県など積極的な自治体は既に独自に取り組んで頂いていて非常にありがたい訳だが、それ以外の県とか政令指定都市では 2008 ~ 2009 年度ぐらいから環境配慮契約をして頂けるのかなと期待をしている。
- ・ この中でグリーン電力証書が制度として位置付けられたということ自体は、それなりに前進したと考えている。この位置付けが、「二酸化炭素排出係数などの要素によって一定の環境配慮の基準に達しない電気事業者が加点要素として考慮できる要素」となっている。これは経産省と調整の結果だが、その理由として、グリーン電力証書というものがそもそも「フワフワ」しているということがある。例えば、グリーン電力認証機構も特に法的な位置付けがないなどだ。そのような制度が未成熟な段階でキチンとした形で位置付けてしまうのはどうなのか、という意見があった。有識者検討会では、グリーン電力認証機構の山地先生に座長になって頂いたのだが、山地先生も似たような認識を持っていて、今年度に関しては「加点要素での考慮」という結果となった。
- ・ 来年度以降も引き続き、CDM など京メカクレジットの話などもあるので、より良いものにして行きたいと考えている。改定に際しては、いろいろな方々からご意見を頂ければありがたいと思っているので、引き続きご指導頂ければと思う。
- ・ 実際の入札に関しては、環境省が入っている合同庁舎 5 号館ではグリーン電力証書を使った形で電気業者の入札を募集しようと思っている。どれだけ電気事業者が(グリーン電力証書を)買って(入札に)入ってきてくれるかは読めないところではあるが、環境省が率先して行って、他の省庁や地方自治体にもそういった形で広がって行けば良いと思っている。
- ・ グリーン電力証書の普及・推進は国としてほとんど政策としてやっていないと思うので、そういった自覚を持って、グリーン契約法をきちんと運用して行きたいと思っている。

飯田哲也(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク/環境エネルギー政策研究所)

- ・ 環境配慮契約法について伺いたい。私、パブコメが夜の 12 時だと思っていたら勘違いで昼の 12 時で出せなかったのだが…。入札だけが対象(対応)なのか。

辻景太郎(環境省)

- ・ そうだ、入札が出来る電気購入が対象である。

飯田哲也(「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク/環境エネルギー政策研究所)

- ・ あれだと非常に限定的になる。そもそも、国の施設の中で入札対象になる施設がどれだけあるか。また地方自治体の努力義務といっても、地方自治体の施設の中で入札対象になるといえば、県庁とか本当に限られた施設になろう。東京都がこの春から始めたのは、入札ではなくてすべての事業所でやるということで、入札対象になる所と入札対象にならない所で、10 倍とかそれ以上の規模の違いがあると思う。

辻景太郎(環境省)

- ・ それは、そもそも PPS（特定規模電気事業者）が入っていないのか。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ いや、一つは、形式上 50kW 以上だが、実質的に入札しようというのは 50kW というよりも、多分都内でも入札が成立するのは数百 kW ぐらいだろう。地方に行くと、そもそも、電気を入札して買うという概念を県庁の人が持っていないので、事実上、余り競争にならないということがある。そういう意味で東京都方式の方が優れていると思うので、そちらに次回の改正は是非行って頂きたい。グリーン電力証書が、CO<sub>2</sub> の重みが余りにも重過ぎると、要は原子力と水力が進められてしまうので、新しい自然エネが生きてこないの、そこはこれから変えて行く所かなと思う。温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）の方は、今、算定報告の中で市場メカニズム室が法制局と一部やり取りをしてくれているはずなので、そこでももう少し制度化が進めば次の段階は一步進むかなと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 質問したい。グリーン電力認証機構の委員もやっているが、その話の中で、環境配慮契約法では入札の時に電気事業者の方で 5% というのが入札の対象になる。つまり、A・B・C の事業者がいずれも 5% を用意して入札し A が落札した場合、落札しなかった B・C の事業者は、持っていたグリーン電力証書をまた売りたいということがあるらしい。そうすると実質的にはグリーン電力の普及にはなかなかつながらないかな、ただアリバイ的に持たれてしまうだけになるのかなと思う。そこも、単に入札条件にするだけではなくて、例えば実際にちゃんと供給している事業者といった形にして頂かないと難しいかなと思った。この点は何か議論になったりしているだろうか。

辻景太郎（環境省）

- ・ 私は 7 月から担当になったのでその前の議論は余りよく把握はしていないのだが、私の個人的な考えを述べる。東京都方式が難しいのは、入札で電気を買うという時に、本来電気の質として必要のない自然エネルギーの普及に資するグリーン電力証書というものを、別途東京都の場合は電気を買う側に購入を義務付けている訳だが、その支出を強制するのに国民の税金を使って出来るのかということに少し疑問に思う。環境配慮契約法自体も、環境配慮の知恵や努力に対してお金を付けて行こうということなので、趣旨は同じだと思うが、契約法の中でのグリーン電力証書の位置付けは、電気事業者に買って頂いてそれを国に無償で落としてもらうということになっているので、価格転嫁は当然されてくるはずだが、直接的に買っている訳ではないのでそこはぎりぎり良いのかなと思っている。
- ・ 大林さんのご指摘はもちろんおっしゃる通りなのだが、落札をしていないのに「よこせ」と言うのは流石に無理があると思っている。そもそも「証書を買って譲渡するので入札に参加させて下さい」という事業者が落札した場合だけ、調達して頂きグリーン電力証書としてもらうというのは、今の形では仕方がないのかなと思う。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 「（入札に参加したら）よこせ」というのではなく、例えばそういったことを常に行って電力を供給する事業者だけが入札できるなどの形にしないと、落札しなかったら売ってしまえるということになってしまえば、グリーン電力普及の思想からするとちょっと違うのではないかということだ。

二度売りの問題をどのように考えるかということだ。

辻景太郎（環境省）

- ・ 個人的な意見だが、そこはグリーン電力証書の要素で見るところではないだろうという気がする。「新エネルギーの導入割合」という評価項目が一応あるのだが、今は事実上、誰でも満点を取れるという評価項目になっている。そこを少し工夫して、新エネを多く導入している電気事業者はそもそも得点が高いという形にできれば良いなと個人的には思っている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 風力発電関係者の方いかがか。

内田行宣（ガラードハッサンジャパン株式会社）

- ・ ガラードハッサンジャパンの内田という。私どもは、風力発電に特化したコンサルティング会社である。私どもも 20 年以上やっており、飯田さんも私の知る限りでは 20 年以上関わっておられて、今日のプレゼンでも非常に的確に凝縮されシャープにお話されていたと思う。事業者側では先程遠藤さんからお話があった。一言で言うと、系統の問題についていろいろな議論がある中で、現実的な路線として RPS を覆すのはなかなか難しいから、他の価値を付けて行こうというのも非常に価値のある議論だと思う。結局、系統連系の問題は、技術的に電力会社が受け入れられない、安定供給のためには周波数の問題などいろいろあってクリアできないと一歩も前に進まない。その所は飯田さんのプレゼンでも、非常にシャープにご指摘があった通りだ。
- ・ 今事業者に近い立場から意見を申し上げたが、実は経産省の仕事もしていて、我々の会社としては中立的である。技術的なところでは、今の RPS の制度の中では、各電力会社が RPS の義務という枠の中で自主的に行っていることなので、果たして本当に技術的にそういう問題があるのかどうかに関しても、それぞれの電力会社のご判断にお任せしている中での話だ。具体的には北海道電力、東北電力などが実際に公約された通りに募集されており、電力会社は努力されているので、我々はバランスを持った議論をしないとイケない。だが、果たしてそれが本当に技術的にそうなのかについては分からない。飯田さんご指摘のバックアップ電源の問題などは、実施に踏み切ったのは世界でも日本だけであり、第三者の目で見て本当にどうなのかについては、今の枠組みの中では入り込んだ議論ができないところが、事業者側の立場からはもどかしい気持ちがある。
- ・ 今日多くの方が発言されている中で、では電力会社は来年どうするのかといった議論も出てはくる。今日いらっしゃっている方々は、電力会社や特定の人に押し付けるということを話している訳でなく、そこはバランスを保った議論が必要だと思う。その中で、系統の問題について、もっと技術的な検証が必要だと思う。もっと突き詰めて行くと、電力事業の自由化、開放化などの議論になり、非常に大きな枠組みの中での話になるので、事業者の手に負えない話となる。目先の問題として 2010 年の目標を達成できるかという状況で、次の目標はさらに上がる。今は悲観的な話ばかりだが、環境問題には終わりはないので、当然 2030 年の目標、2040 年の目標とやらなければならない。そこで、避けて通れない話が、系統連系や買い取り法の枠組みの問題だと思うので、引き続きやって行きたいと思う。よろしく願いしたい。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ ボタンのかけ違いを一つ一つほどこしていくことが大事だと思う。当初の議員連盟で活動した頃は、

固定価格制の中で「買い取り義務」という言葉だけが突っ走ってしまった。きちんと細かく分けると、「固定価格制度」と「買い取り義務」は別物であり、まずは経済支援策である固定価格の良き要素をきちんと作って行くということが第1段階として必要である。「買い取り義務」として表現されたのはまさに系統の話なのだが、ヨーロッパでいえば優先接続ということになる。それを日本に置き直したらどうなるのかを考え、また次のステップで論じる必要がある。

- ・ これは GEN で 2003 年に系統連系研究会を行った時には、東京電力にも入って頂いて議論して、ガイドラインを作ろうということになった。日本で接続義務まではいきなり行けないので、接続する時に今のような電力会社が一方的に「NO」と言うのではなく、接続できないのであればできない理由をきちんと説明してもらうなど、手続きに関してきちんと分かりやすい透明なルールを作るということを提案した。
- ・ 東京電力は今はいわないが、周波数変動ではなくて、会社間の潮流変動の問題がある。そこで、どの程度までの潮流変動が合理的なのかは、電気事業法に決まっている話ではなく慣習的に決まっている制約なので、潮流変動の部分をもう少し緩和・見直してもいいのではないかと。例えば、「高速道路を作っておきながら、本線は救急車のために、柏崎刈羽が止まった時のために空けてはいるが、側道だけで自由化をやって下さい」という話になっている。本線をもう少し使って、救急車が通る時は止めても良いと思うが、もう少しフレキシブルに利用するぐらいにまで踏み込んでどうか。あとは、コスト負担のところを第一ボタンである程度解決されて行けば、現在のこわばった系統の議論の話も出口が出てくるのではないと思う。我々としては、コスト負担のところからもう一度組み立て直しかなと考えている状況だ。

林昌宏（IPP ジャパン株式会社）

- ・ はじめまして IPP ジャパンの林という。今日初めてこの会に出させて頂き、以前の経過を拝聴していないので、既に出尽くした議論であったならば、お許し頂きたい。
- ・ 今日のもっぱら買い取り制度を中心としたシステムの部分に対する政策提言を中心にお聞きした印象がある。過去の経緯を知らないのだが、私のやっている仕事、IPP ジャパンはディベロッパーの側面を持っており、発電所を開発して行く中でいつも感じるのは、地元の反対ということである。いつも地元で反対している人は必ず少数意見であり、大勢は概ね、「まあいいだろう」という雰囲気である。その中で反対する人の根拠の数字、騒音とか環境へのインパクト等は非常に根拠のない数字が多くて、それを地元が信じ込まされて必要以上に不安を煽っている部分もある。実際に迷惑を掛けている事例などないとは言えないのだが、必要以上に報道等でクローズアップされるので、非常に後ろ向きな数字ばかりが報道されているのを見る。どこかでかなりオーソライズされた数字を発表して、反対派が流している数値が非常に悪い方向へ拡張されているものだとすることをもう少し大々的にアピールして行かないと、買い取り制度だけを議論していても、肝心の発電所が立たない状況もあるのではないと思う。現場でのバランスと受け入れる側でのバランスを並行的に進めて行く必要があるかなと思う。
- ・ 今日日本は主に陸域で風力をやっているが、陸域の中でも例えば海岸保全区域とか港湾区域とか、港湾区域は陸ではないが、非常に風の来そうな場所を探している中で、エネルギーの既存量の多い場所はそういう所なのかなと思う。しかし、過去の補助金を使った経緯や、港湾法・海岸法・漁港法といったものに妨げられて事業が出来ないという状況がある。日本は国土は狭いが非常に海岸線の長い国なので、それを利用できないでいる状況を非常に歯がゆく感じている。なので、そういった観点からも、もう少しそういった場所にも風力発電を導入しやすい土壌を政策の立場から作って行っ

て頂ける環境ができないかと、風力発電事業者の立場から思っている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 岡田さん、いかがか。

岡田幹治（ジャーナリスト）

- ・ 最近、いろいろなことを取材していて感じるのは、日本が物事を合理的に決め、理性的に進めて行くことができない社会になってしまったことだ。既得権や過去のいきさつにとらわれ、まっとうな主張が通らなくなっている。そうした状況が、本日のテーマである温暖化対策や自然エネルギーの問題にも現れている。日本社会そのものを相当大掛かりに変えないと世の中は良くなるのではないかと考えている。
- ・ では、どうしたら良いか。一つは、政治の力が変わると思う。民主党が参議院で多数を取ったことによって、今まで隠されていた部分が出てくるなど、変化が現れている。その辺から少しずつ解きほぐして行くことになるのではないか。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 戦後、焼け跡からソニー・ホンダなどが出てきた訳で、今、逆にいろんなものが古い構図が固まって変えられないことは、ご指摘の通りだと思う。川田さんが先程 1998 年から 2000 年の間ドイツにいたとのことだが、私は 1998 年ぐらいまでスウェーデンにいたが、あの頃のドイツは自然エネルギー後進国だった訳だが、1997 年では風力は世界最大であっても、北欧から見たドイツはまだ後進国だった。しかしあれから 10 年たったドイツは、圧倒的に社会的そのものもガラリと変わっている。
- ・ こんなに短期間に変わっている成功体験を共有する必要があると思うし、日本社会にも展望があるのだということを多くの人が共有すべきだと思う。それは、電力会社が悪い、誰が悪いという形にならずに風穴を開けて、一歩変わり始めれば早いものだけれども、それをどこから始めるのかについては、それぞれの分野から風穴を開ける必要があるのだと思う。また、電力会社においても会社という大きな組織ではなく、その中の一人一人がそれぞれのところで限界を感じていると思う。そう言った人たちとも一つ一つとキチンと話をしながら進めて行く。
- ・ IPP ジャパンの方が指摘されていたと思うが、大きな対立構図に一見なるとコミュニケーションが断絶する。その間をきちんと埋めながら一つ一つ変えて行く。風力発電に関しては鳥の問題、景観の問題、可能であれば水利権、漁業権の問題まで踏み込めるかは分らないが、新しい研究課題を置いて、自然エネルギーと社会的対立といったところでも活動して行きたい。同じ環境 NGO でも自然保護派と温暖化で活動している人の間で十分にコミュニケーションが取れていない。この点に関して環境エネルギー政策研究所で、つい先日決まった住友財団の助成を通じて対話の場を作って行きたい。
- ・ 系統連系に関しても 3 年前に東京電力も入ってもらって検討したことは我々にとっても良い勉強だったので、お互いの歩み寄れる出口が見つかるように、それ以外の問題でも穴を埋めて行きたいと思っている。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 最後にどなたかいかがか。

川田龍平（参議院議員・無所属）

- ・ 今日いろいろ議論を聞かせて頂いて、自然エネルギーについてこれから勉強してこの問題にしっかり取り組んで行きたいと思う。
- ・ 私の 2 回目の委員会質問で温泉法の改正があって、その時地熱発電に関しても取り上げさせて頂いて質問させて頂いた。やはりこういった点について自分自身も勉強しながらではあるが、是非このような問題を広く知ってもらうことを、しっかりやって行きたいと思う。
- ・ ドイツの例で言うと、国の姿勢などの変化も大きいと思うが、今ご指摘があった通り、いろいろな所の個々の頑張りが動かしてきているのではないかなと思う。ドイツはサッカーが盛んだが、サッカースタジアムに太陽光パネルを設置するために、サッカーファンの力を利用して、サッカーのサポーターたちがサッカー場の電力をまかなうために寄付をするなどの例もある。このように、国だけではなく、それぞれが取り組める所でやって行くことが、非常に大きな力を発揮するのではないかなと思う。
- ・ 自然エネルギー推進議員連盟があるということなので、（議員に）なったばかりの私も入りたいと思う。議員会館も新しく造り替えているが、議員会館にも是非自然エネルギーを付けるなど、議員がまず出来ることとして、住んでいる所で取り組んで行くのが良いのではないかなと思う。小学校や中学校に風力など自然エネルギーを設置して自然エネルギーの良さを実感してもらう教育を行っている。だから、議員会館に太陽光発電や風力発電を設置して頂いて、自身でお金を出していくことも当然なのだが、議員が自然エネルギーを実感できるようにしてはどうかと思う。私も議員ではあるが、議員に省エネ意識や自然エネルギーを進める意識を個人個人に持ってもらうことが、非常に大事であると思う。
- ・ （過去には）RPS 法の時のいろいろな議論もあったかなと思うが、7 月の参議院選挙で議員になったばかりの若い人が大勢いる、私も 31 歳で若い部類である。これからの次の世代の議員が自然エネルギーに取り組んで行けるように、個々に努力して行けるように、これから是非連携させて頂いてやって行きたいと思うので、いろいろ教えて頂きながら進めさせて頂きたいと思う。

谷口眞弓（金田誠一衆議院議員秘書）

- ・ 金田誠一の秘書の谷口という。今日はどうもありがとうございます。本当は本人が自分の口からいろいろ意見や思いを伝えられればいいのだが、去年若い脳梗塞で倒れて少し言葉が不自由なもので、代わりに申し上げたいと思う。
- ・ 先程大林さんから推進議連のことはお話があった。2005 年の総選挙で環境・エネルギー派の議員の方々が大量に落選したことがすごく痛手であった。ただ、今回、川田議員もいらっしゃっているが、参議院で本当に気持ちのある方が大勢当選されているので、これを仕切り直しにまた議連の方も復活するのではないかなと思っている。私どもの方からも働き掛けて行き、これからも力を合わせてやらせて頂ければと思う、よろしく願いしたい。

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」ネットワーク / 環境エネルギー政策研究所）

- ・ 最後に、GEN 事務局としても頑張ってくれた畑さんと飯田さんからコメントを受けて終わりたいと思います。

畑直之（気候ネットワーク）

- ・ 今大林さんから言って頂いたが、本当にいろいろ皆様にはお世話になった。

- ・ 今日、気候ネットワークとして最後に話す。参考資料として、京都議定書目標達成計画見直しについて気候ネットワークで作成したパンフレットにも配っているので見て頂ければと思う。温暖化の視点からのお話をさせて頂く。
- ・ 第1約束期間は来年から始まる。その5年間においては、仮に例えば（政府の新エネ目標の）1910万キロリットルの2倍・3倍が達成されたとしても、CO2の削減量からいけばそれ程大きい訳ではない。だが参考資料にも記しているが、この先2030年・2040年さらに2050年・2100年と長期のことを考えた時に、私たちのエネルギー源をどうして行くのかという大問題がある。気候ネットワークとしては、温暖化の対策として他の大きな環境負荷を生じる原子力は使わないという考え方に立っている。そうすると、当面はCO2排出削減に効果が大きいのは石炭から天然ガスへシフトすることであり、これは第1約束期間においては最も削減効果が大きいと思う。
- ・ 目の前の課題として進めるべきではあるが、天然ガスも化石燃料であるから、これをずっと2050年・2100年と増やして行くということにはならないだろう。そうすると長期のことを考えた時、自然エネルギーを増やして行くことが非常に重要なことだと思う。引き戻して考えると、今、京都議定書第1約束期間ではそれ程大きくはないとしても、2013年以降ずっと増やして行くことを考えると、やはり今の政策が非常に重要だと思う。今このような所で停滞していてどうするのかと思ってしまう。増やして行って加速するという大きな道筋ができて行かないと、CO2削減、温暖化防止にとっても、日本は非常に大きな欠けた部分を生じさせてしまうことになると思っている。
- ・ そうならないためにも、飯田さんたちとこのような議論をやって来た。もちろん自然エネルギーの価値はCO2削減だけではないが、CO2・温暖化対策の中においても非常に大きなパーツなのだからきちんと認識してやることが必要だと思っている。そう思って私もずっと政策提言を行ってきたが、今日事業者の方からも「（制度・政策が）なっていない」というご指摘を頂いた状況でもある。飯田さんから（自然エネルギー促進の）具体的な制度提案があり、飯田さんの提案は非常に合理的なのだが、なかなかそれが議論のテーブルに乗って行かないという状況にあり、その点については政治などを含めて是非進めて頂きたいと思う。
- ・ なお、GEN事務局としては、皆様に大変お世話になった、感謝申し上げる。

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク／環境エネルギー政策研究所）

- ・ 今日温暖化がメインではあるが、エネルギーに関してはもう一つ、ピークオイルが非常に大きな関心を集めている。実は、ピークオイルだけではなくピークガスなどもあり、石油に関しては2005年ぐらいが世界生産のピークだったのではないかとというのが、コリン・キャンベルやジェレミー・レグットなどピークオイル論者の主張だ。
- ・ 天然ガスも2010年代にピークを迎えるであろうというのがピークオイル論者の意見だ。また最近では、ピークコールとピークウランという話も出てきている。ピークウランに関しては、短期的な要素もあるが、インドの原子力発電所でウランの供給不足で3基が止まったという話もある。石炭は2030年（がピーク）というのが、ドイツでの分析などである。
- ・ 石油がなくなるという議論は今はないが、ただ、ピークを迎えるという話は相当確からしいという方向に軸足が移って行く。温暖化の問題でも、まさにこの5年、10年での取り組みが命運を決めるし、化石燃料のピークの話はもっと短期的に経済ショックとして現れるだろう。そうすると我々の向かう道は、今すぐに大胆な省エネルギーと大胆な自然エネルギーの促進を進めることしかない。特に自然エネルギーに関しては、地域から、要は自分たちの生活をプロテクトして地域の経済を守るというところが、小さいようで大きな流れとなるだろうと思う。

- ・ 国は本来そういう流れを後押しするという制度作りが必要なのだが、なかなか永田町、霞ヶ関、内幸町、いずれにせよ東京電力なのだが、それから大手町（経団連）だが、このあたりで議論していくとなかなか大枠では進んで行かないが、粘り強く議論を続けて行きたいと思う。
- ・ この間いろいろ進展もあって、一つには東京都だ。都が温暖化と自然エネルギーに関してはここ2・3年でかなり大胆な政策を打って、特に太陽光と太陽熱に関しては先日10月に比較的具体的な制度提案をして、来年の施行に向けて水面下での条例改正作業に入っている。温暖化のキャップ・アンド・トレードを東京都は導入するというので、今は導入の合意形成の場を作るという形でやっている。かつて「ディーゼル NO 作戦」で東京都が一步先行して、国の制度になって行った。また今の温対法の唯一の義務事項である算定・報告・公表制度も、東京都が2002年に条例化したものが、他の都道府県に広まって、環境省も全包围網を何とかくくり抜けて、算定・報告・公表制度導入を2005年の温対法の中に入れた。その他、細かい点では、省エネラベルも東京都が2002年に始めて、そして2006年の去年に国の法律となった。
- ・ これら、一つどこかで実践が進むと先に進むというのが、昔の公害の時から日本の環境政策でもそうであると思う。実は、ヨーロッパでも90年代前半にフィンランドを筆頭に環境税が北欧諸国からオランダ、オーストリアに入ってドイツ、イギリスへ移って行った。イノベーションは小さい周辺から始まってそれが大きな中心に向かって移って行くのが世界共通の現象なので、東京（霞ヶ関）は中心にあるが政策決定では周辺だ。東京都がリードしている国の政策というのが、自然エネルギーでも大きな要素になっている。次には実は系統の話で東京都と大きな仕込みがあるので、国で動かない所ではいろいろな所でこじ開けて行く。我々としてもオプションが広がってきているので、この先ますます期待して頂きたい。
- ・ 自然エネルギー促進議連と二人三脚で、我々「自然エネルギー促進法」ネットワーク（GEN）は活動してきた。固定価格制一本で法律を作るというネットワークだが、今は活動すべきことが多様にあり、この意味では今年度をもって発展的解消ということだ。GEN参加団体である気候ネットワークなどそれぞれの団体で力を合わせて、環境エネルギー政策研究所としても引き続きやって行く。第1ステージが終わって、これから第2ステージで、かなり具体的なものをリアルに進めて行くということに、これから移って行きたいということだ。「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク（GEN）としては今年度いっぱい解散するが、霞ヶ関・永田町・内幸町・大手町あたりを活動して行くので、これからもご期待頂きたいと思う。これまでどうもありがとうございました。

● 自然エネルギー政策検証委員会 参加者リスト（敬称略、マスコミを除く）

○ 国会議員（ 衆参別議席数順、その中は五十音順）

金田誠一 （衆議院議員・民主党）

福山哲郎 （参議院議員・民主党）

川田龍平 （参議院議員・無所属）

（以下代理出席）

河野太郎 （衆議院議員・自由民主党）

渡嘉敷奈緒美 （衆議院議員・自由民主党）

岡田克也 （衆議院議員・民主党）

高木美智代 （衆議院議員・公明党）

岡崎トミ子 （参議院議員・民主党）

ツルネン・マルテイ（参議院議員・民主党）

福島みずほ（参議院議員・社会民主党）

○一般（五十音順）

井澤勇（スリー・アイ・アソシエイツ（TIA）代表）

石田博（GEN 会員）

石原茂雄（日本地熱開発企業協議会 / 秋田地熱エネルギー株式会社）

稲田憲世（東京電力株式会社企画部調査グループ）

内田行宣（ガラードハッサンジャパン株式会社）

遠藤昭（日本風力開発株式会社顧問）

岡田幹治（ジャーナリスト）

河田鐵雄（ホームサイエンス舎）

後藤英理子（東京海上日動リスクコンサルティング株式会社）

木幡陽子（FoE Japan）

近藤かおり（国立国会図書館）

齋藤徹（日本地熱開発企業協議会 / 秋田地熱エネルギー株式会社）

坂本勇夫（坂本陽光発電所長）

澤柳壽宏（みずほコーポレート銀行ストラクチャードファイナンス営業部）

高橋元廣（太陽光発電普及協会東京支部）

辻景太郎（環境省）

都筑建（NPO 法人太陽光発電所ネットワーク）

東原俊一（GEN 会員）

中島大（全国小水力利用推進協議会）

畑直之（気候ネットワーク）

林哲久（有限会社スウィングコーポレーション）

林昌宏（IPP ジャパン株式会社）

春増知（法政大学社会人大学院）

伴英幸（原子力資料情報室）

藤幡武二（GEN 会員）

船津寛和（グリーン・フォワード）

紅谷淑子（GEN 会員）

松葉光司（奥会津地熱株式会社顧問）

森山清治（出光大分地熱株式会社）

森英晃（三洋電機株式会社）

吉田明子（FoE Japan）

吉田理人（FoE Japan インターン）

（以下主催者）

飯田哲也（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク代表 / 環境エネルギー政策研究所所長）

大林ミカ（「自然エネルギー促進法」推進ネットワーク副代表 / 環境エネルギー政策研究所副所長）